

裁判の流れを規定するゲイン・ロス効果について

○北折光隆・安藤玲子・大山小夜

（金城学院大学 人間科学部 多元心理学科）

【問題と目的】

2009年5月より、市民から無作為に選ばれた裁判員が、裁判官とともに裁判を行う裁判員制度が開始された。これは、国民の司法参加により、市民が持つ日常感覚や常識を裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進と、その信頼の向上を図ることが目的とされている。

しかしこの制度は、過去の判例を一定の基準としながらも、感情に訴えるような検察側の陳述や法廷戦術が、過度に厳しい判断をもたらす可能性は否定できない。近年の厳罰化は、冤罪事件や裏金問題などの不祥事により、批判の集中していた検察が、「世直し」的なイメージの浸透、権限や威信回復をはかるために進められているという説すらあり、こうした意図に扇動された量刑判断は、必ずしも適切で公平なものとはいえない。

一見、犯罪者を厳しく処罰することは、社会正義に照らし合わせても適切と考えられがちであるが、その反面、仕事の解雇といった社会的制裁も増大し、個人の経済基盤を不安定化させる。しかし、本来必要なはずの、こうした視点を踏まえた量刑判断は現状適切に行われているとはいえない。

また、社会心理学的観点からも、近年、裁判員制度に関する研究は徐々に進められてきているが、裁判におけるゲイン・ロス効果の影響はその俎上にすら載せられていない。Aronson & Linder(1965)による、魅力度評定の実験に端を発するこの効果は、ただ褒めるよりも初めに少し否定的な評価をし、後で好意的な評価をした方が評価が高くなるという

ものである。例えば、「いい人だね」というよりも「初めはちょっと怖いと思ったけど、話してみるといい人だね」といった方が、相手に魅力を感じる。

こうした枠組みは、あくまで対人評定に関するものであるが、量刑判断に至るまでの裁判員の心証にまで拡大すれば、弁護側と検察側の情報提示の順番が、判決に影響を及ぼす可能性は否定できない。

本研究では以上をふまえ、量刑判断を下す上で影響するゲイン・ロス効果について検討する。これまでも、服装や見た目が量刑判断に及ぼす影響などは検討されている。しかし上述のような、検察側と弁護側の情報提示の順序が、量刑判断にどう及ぼすのかは検討されておらず、その効果は全くの未知数である。実際にはこうした心理学的要因は、非常に大きな影響を及ぼすと予想される。よって、これらの影響の程度を具体的に明らかにしておくことは、過度な厳罰化に警鐘を鳴らすという意味でも意義深い。

以上を踏まえ、本研究では裁判の流れにおける検察・弁護側の提示順序が、量刑判断に及ぼす影響について検討する。

【方法】

調査時期 2012年2月に実施した。

調査対象 本調査は全て、Web 調査会社により実施された。調査回答者は、全国からランダムに抽出された、20代～60代の男女各75名の、計150名である。

独立変数の設定 調査ではまず、一定時間経過後でないと次の画面に進めない形で、事件の概要に関するシナリオが画面に表示され

た。はじめは裁判の流れに準じる形で、人定質問・冒頭陳述が提示された。その後、被験者はランダムに各条件男女15名ずつ、下記の条件に割り当てられ、全て読んだ後、従属変数への回答が求められた。なお、裁判は通常、“2.”の流れで進められる。

- 1. 冒頭陳述のみ提示後、量刑判断を行う。
- 2. 冒頭陳述後、検察の求刑(懲役6年)、弁護側の弁護の順に提示後、量刑判断を行う。
- 3. 冒頭陳述後、弁護側の弁護、検察の求刑の順に提示後、量刑判断を行う。
- 4. 冒頭陳述後、検察の求刑のみを提示後、量刑判断を行う。
- 5. 冒頭陳述後、弁護側の弁護のみを提示後、量刑判断を行う。

調査素材 本研究では裁判例として、危険運転致死傷罪を例としたシナリオを作成した。これは、危険運転致死傷罪の適用が非常に難しく、自動車運転過失致死傷罪の適用と判断が分かれることが多々あり、幅広い量刑判断が可能であると判断したためである。

シナリオは、大学への授業に遅れないよう、制限速度を55km/h超過して運転中、ハンドル操作を誤り、同乗していた友人2名を死亡させ、対向車に乗車中の2名を負傷させたというものであった。類似した判例として詳細は異なるが、大幅な速度超過で同乗者2名を死亡させた、危険運転致死傷罪適用の判例では、

一審で求刑通り懲役6年が言い渡されており、検察側の求刑は、概ね実態に則している。

調査項目 被告人を懲役何年に処するのが適切に加え、裁判に対する公正性評価、被告に対する印象、自身の法規範に対する態度など、約70項目に回答を求めた。

【結果】
本発表では、量刑判断に対する分析結果について報告する。前述の裁判の流れに関する5条件を独立変数、被告に科す刑期の長さを従属変数とした、一要因(5水準)の、対応のない分散分析を行った(Table1)。その結果有意差が見られた($F(4, 149)=6.83, p<.001$)。しかし、下位検定(Tukey 法による多重比較)の結果、条件1の刑期だけが有意に長く、条件2～5の4条件において、有意な差は見られなかった。

【考察】
結果を見る限り、ゲイン・ロス効果による刑期の違いは見出されなかった。興味深いことに、冒頭陳述だけの場合、求刑を行うよりも刑期は長くなった。一つの可能性として、マスコミが判決を報道する場合、事件の概要しか述べず、検察・弁護側のやりとりが省略されることが多い。このことが、直感的なイメージよりも軽い判決を出していると誤認する、原因の一つと考えられる。今後更に検討を加える必要があろう。

Table1 裁判の流れを操作した場合の平均刑期

	冒頭陳述のみ	求刑→弁護	弁護→求刑	求刑のみ	弁護のみ	F
平均刑期(年)	7.13 (2.87)a	5.30 (2.97)b	4.75 (2.54)b	4.63 (2.04)b	4.10 (1.54)b	6.83 ***

※()内は標準偏差、表中のabは多重比較の結果を示す *** $p<.001$